



気持ちの良い季節になりました。仕事をする上で、失敗することが幾度となくあると思いますが、終わったことを悔やんでも過去が変わることはありません。失敗を生かし、これから先うまくいくよう、気持ちを切り替えることが大切です。過去より今がどうかの方がより大事なのであって、過去の失敗は気にしなくてもいいのです。過去への執着を手放して、今に目を向けることが大切です。

光廣 昌史

今月のトピック

◇相続財産を確認できる資料が増えます

◇今月のお勧めセミナー
第1回実務講座
経理基礎編「経理実務の基礎」

◇あとがき
「仲間が増えました！」



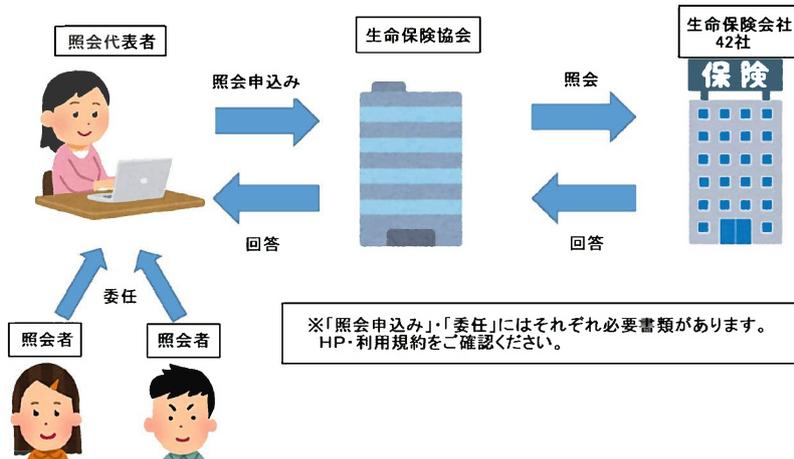
相続財産を確認できる資料が増えます

従来、相続税申告を準備するためには、お客様に色々な資料を準備してもらう必要がありました。加入している生命保険は何か、所有している不動産はどのようなものがあるか、取引のあった金融機関・所有している有価証券などの資料です。しかし、亡くなった本人はわかっているにもかかわらず相続人ではわからないものがたくさんありました。今日は、不明なものが確認できる新たな制度や方法をご紹介します。

1. 生命保険契約照会制度の概要

ご親族等が死亡した場合、または認知判断能力が低下した場合（医師による診断が必要です）に当該ご親族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無を、生命保険会社に確認する制度です。利用料は、調査対象となるご親族等1名につき、3,000円です。

照会事由が照会対象者の死亡の場合、照会者が死亡保険金受取人になっている契約については、その旨も回答されます。そのため、ご家族等で照会代表者を1名決め、他のご家族は照会者として照会代表者に照会申込等を委任して申請してください。



(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

調査対象となる契約は、照会受付日現在有効に継続している個人保険契約で、死亡保険金支払済、解約済、失効等であるものは含まれません。照会事由が死亡の場合は死亡日まで最低3年間はさかのぼって調査します。

なお、財形保険・財形年金保険、支払が開始した年金保険、保険金等が据置きとなっている保険は対象外です。生命保険契約の存在が確認された場合、照会者から各生命保険会社のコールセンターに契約内容の照会や請求の手続きを行ってください。

2. 有価証券

株主宛てに証券会社等から送付される取引残高報告書等を確認します。

郵便物等での確認ができない場合は、証券保管振替機構に対し、「登録済加入者情報の開示請求」（有料）を行うことで、口座を開設している証券会社等を確認することができます。

登録済加入者情報の開示請求（以下「開示請求」）は、振替株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等（口座管理機関）を**有料**で確認することができます。

確認できる情報 振替株式等の口座が開示時点において開設されている証券会社、信託銀行等の一覧

登録済加入者情報通知書の見方及び利用方法
登録済加入者情報通知書

みほん

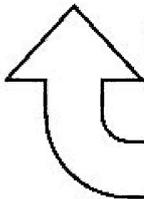
保振 太郎様
東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE

XXXX年XX月XX日
株式会社 証券保管振替機構

〈名寄せ状況に関する情報〉

名寄せされている加入者の口座

加入者口座コード	口座が開設している口座管理機関の名称	加入者口座コード	口座が開設している口座管理機関の名称
1234567890	〇〇証券株式会社		
2345678901	△△証券株式会社		
3456789012	※ □□信託銀行株式会社		



調査時点の口座開設先の情報が表示されます（残高がない場合を含む）。

口座開設先における株式の保有銘柄、株数等の保有状況、取扱支店及び相続手続きは、記載の証券会社、信託銀行にお問い合わせください。
お問い合わせの際は、スムーズなお手続きのために株主を特定する加入者口座コードをお伝えください。
なお、口座開設先の連絡先は、ご自身で調べていただきますようお願いいたします。

「※」が表示されている、株式数比例配分方式非取扱機関とは、証券会社で配当金を受け取る方式を取り扱っていない口座管理機関です。

※株式数比例配分方式非取扱機関

取引されている証券会社がわかれば、その証券会社にお問い合わせで有価証券の残高を確認します。

3. 不動産

現在は、各市町村で固定資産税が課税されており、その資料を基に所有している不動産を確認しています。ただし、課税されていない物件もあり、確認が難しいケースがあります。

令和8年2月2日に施行される所有不動産記録証明書により、相続した不動産の有無や相続した不動産がどれだけあるかがわかるようになります。

(次頁へつづく)

所有不動産記録証明制度

相続登記の申請の義務化に伴い、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請に当たった当事者の手続的負担を軽減するとともに登記漏れを防止する観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人^(※)として記録されている不動産（そのような不動産がない場合には、その旨。以下同じ。）を一覧的にリスト化し、証明する制度を新設 【新第119条の2】

(※) 条文上は「これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む。」とされており、将来的には、表題部所有者への拡大も検討予定

【所有不動産記録証明書の交付請求が可能な者の範囲】

○ ある特定の者が登記名義人となっている不動産を一覧的に把握するニーズは、より広く生存中の自然人のほか法人についても認められるとの指摘がされていることから、これらの者についても所有不動産記録証明制度の対象としつつ、プライバシー等に配慮して請求範囲を次のとおり限定することとしている。

- ▶ 何人も、自らが所有権の登記名義人として記録されている不動産について本証明書の交付請求が可能
- ▶ 相続人その他の一般承継人は、被相続人その他の被承継人に係る本証明書について交付請求可能

* 証明書の交付請求先となる登記所については法務大臣が指定する予定。手数料の額等については政令等で定める予定。

11

法務省民事局「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」

4. 預貯金口座付番制度

デジタル社会形成基本法に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に、預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設しています。

従来、相続時の預貯金については相続人が把握しているものだけで申告していたケースが多く、のちほど相続調査で新たな通帳が指摘されることがよくありました。そのため、今、金融機関では新たな預金を受け入れる場合には、希望者はマイナンバーを記入して預かっています。

(1) この制度の目的

マイナンバーを銀行口座と紐付けることで、国や地方自治体が個人の所有している個人資産や所得を正確に把握し、年金・健康保険・生活保護などの受給資格の確認を正確におこなうことを目的としています。

(2) 制度の概要

①金融機関に対する申出等

- ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる
- ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない

②預金保険機構による通知等

- ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する
- ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する
- ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない

(3) マイナンバーと銀行口座を紐付けるメリット

- ①給付金や還付金の手続きが簡単になる
- ②給付金や還付金を早く受け取れる
- ③預貯金の相続手続きが簡単になる

(4) 紐付けた場合のデメリット

①国や自治体に預金口座の存在を知られること

従来より、国が預貯金者の口座情報を確認できるのは、法令に基づき、必要な社会保障の資力調査や税務調査などを行う場合に限られています。これら調査等において、マイナンバーを使って本人の預貯金口座を特定・確認する可能性はあるものの、これら調査等以外で、国が預貯金者の口座情報を確認することはできません。

②マイナンバー経由での個人情報の流出の可能性

(次頁へつづく)

(5) 預貯金口座への付番は強制されるのか

預貯金口座の開設時には、金融機関からマイナンバーの届出の意向を確認されますが、本人の同意（承諾）がなければ預貯金口座へのマイナンバーの番号付けは行われません。

(6) 2024年からおこなわれるご案内

今年4月以降に自治体から「マイナンバーカードと口座の紐付けについての案内」が送付される予定です。その通知に「拒否の通知」を返信しない場合、同意したことになり、今までマイナンバーと紐付けされていなかった預金にもマイナンバーの番号が付けられることとなります。

国民がマイナンバーを金融機関に告知する義務は規定されていないのですが、送付される予定のハガキに回答しない場合、合意したとみなされ、預金保険機構を介して一度に複数の金融機関の口座へ番号付けされます。

相続時には、相続人の知らない口座が発見されることとなりますので、ありがたい制度になりますが、政府に預金残高を知られることとなります。気を付けて判断してください。

相続時のサービス

預貯金者の氏名、住所及び生年月日等により本人確認を行う



国民（相続人）

金融機関Aの窓口

(※)

①金融機関は、主務省令で定める方法により、相続人及び預貯金者の確認を行う

預金保険機構

金融機関A

金融機関B

金融機関C

②預金保険機構は、**被相続人**の個人番号を全ての金融機関に通知する

③金融機関は、個人番号で管理している口座の有無を通知する

④預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、相続人に対し、通知に係る事項の通知をする

(※) 預金保険機構からの委託に基づき、金融機関が受付事務を実施できる旨を法律上措置する

参考文献： ■一般社団法人生命保険協会 HP ■証券保管振替機構 HP ■法務省民事局 HP ■デジタル庁 HP

5月 今月のお勧めセミナー

第1回 実務講座

経理基礎編「経理実務の基礎」

当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全3回シリーズで開催します。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

(開催日5月8日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あしがき

下田です。風薫る季節となりました。この春、待望の新社員を2名迎え、仲間が増えました！新社員の存在は、社内に新しい風を運び、私達の気持ちをリフレッシュさせてくれます。そういえば、入社した頃の頃は期待と不安な気持ちで一杯だったな・・・と懐かしく思い出しました。二人が、これから様々な経験を積み、切磋琢磨して大きく成長してくれることを楽しみにしています。どうか弊社共々、ニューフェイスを末永く宜しくお願い致します。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

弊社のHPは
こちらから！

